

各部会の現況



1. 船員部会の現況

概要

交通政策審議会海事分科会船員部会は、船員中央労働委員会の廃止（平成20年9月）により、当該委員会が担っていた調査審議機能を引き継ぐとともに、船員政策に係る重要事項に関する調査審議を行う機関として設置

- 審議事項：①船員法、船員職業安定法等船員関係法令に基づく調査審議事項
②船員政策に係る重要事項

体制：公益代表9名、労働者及び使用者の代表各5名（計19名）

船員部会及び最低賃金専門部会

海事分科会

船員部会（平成20年7月17日 海事分科会にて設置承認。平成20年10月第1回開催。）

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会（令和7年7月船員部会の決議により設置）

海上旅客運送業最低賃金専門部会（令和7年7月船員部会の決議により設置）

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会（令和7年7月船員部会の決議により設置）

漁業（いか釣り）最低賃金専門部会（令和7年7月船員部会の決議により設置）

1. 法令に基づく調査審議事項

【2025年3月～2026年2月】

(1) 船員法関係法令の改正

「船員法等の一部を改正する法律」による政令・省令改正案、告示案 【根拠：船員法、船員職業安定法】
船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令案及び船員の治療と就業との両立支援指針案
船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部を改正する告示案

(2) 船員関係施行規則及び指針の改正

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案

【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律】

(3) 船員の最低賃金額の見直し

業種毎に設定されている特定最低賃金額のうち、次の業種に関する見直し 【根拠：最低賃金法】

内航鋼船運航業 … 8,500円引上げ 職員276,450円、ただし書の職員260,000円、
部員217,850円、ただし書の部員208,550円

海上旅客運送業 … 8,500円引上げ 職員273,250円、事務部職員218,250円、部員210,400円

漁業（かつお・まぐろ） … 10,700円引上げ 224,000円

漁業（いか釣り） … 10,700円引上げ 224,000円

(4) 船員派遣事業及び無料の船員職業紹介事業の許可審議

事業者としての適正を審議 【根拠：船員職業安定法】

船員派遣事業 … 計29事業者 【2026年2月末現在】船員派遣事業許可事業者 337者

無料の船員職業紹介事業 … 計2事業者 【2026年2月末現在】漁業協同組合等(許可)76者、学校等(届出)40者

(5) 船員の災害防止計画の策定

「船員災害防止基本計画」に掲げた船員災害の減少目標を達成するため、

毎年作成する「船員災害防止実施計画」について審議

【根拠：船員災害防止活動の促進に関する法律】

2. 主な報告事項

- (1) **令和8年度海事関係予算等**
船員関係を中心に海事関係予算等について
- (2) **船員教育機関の卒業者の求人・就職状況等**
船員教育機関の学生の卒業後の進路状況等について
- (3) **船員派遣事業**
船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について
- (4) **船員労働安全衛生月間の実施概要**
令和7年9月に実施された船員労働安全衛生月間の活動概要について
- (5) **労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の改正**
- (6) **国際案件の進捗**
ILO 海上労働条約（MLC）の規範の改正動向について
- (7) **海技人材の確保のあり方に関する検討会とりまとめ**
- (8) **船員法関係手数料令の一部改正案**

2. 船舶交通安全部会の現況

■ 船舶交通安全部会（平成25年10月2日設置）

- 海難発生状況等を踏まえ、船舶交通安全に関する重要事項を調査審議することを目的に設置

審議事項：①海難状況の調査

②船舶交通安全政策の中長期的な計画の策定及び検証

③その他船舶交通安全に関する重要事項の検討

委員構成：学識経験者、海事関係団体（海難防止、外航、内航、旅客船、水産、船長、船員、水先等）

■ 交通ビジョン

- 交通ビジョンは、概ね5年を目処に海上保安庁が行う海上安全行政の基本的な方向性や具体的な施策のあり方について、海上の安全を取り巻く環境の変化等を踏まえ策定しているもの。

■ 第5次交通ビジョン ～新たな時代における船舶交通をはじめとする海上の安全のための取組～

- 令和4年5月27日、国土交通大臣から交通政策審議会議長へ「新たな時代における船舶交通をはじめとする海上の安全のための取組」について諮問がなされ、令和5年3月28日、交通政策審議会議長から国土交通大臣へ答申された。

【各分野における重点的に取り組むべき施策】

1 船舶交通安全に関する諸対策

- ①大阪湾海上交通センターの監視、情報提供体制の強化の継続
- ②海上交通センター等における諸対策
- ③次世代エネルギー燃料船への燃料供給に対する安全対策
- ④洋上風力発電設備の設置海域における安全対策
- ⑤自動運航船の実用化に向けた安全対策
- ⑥その他の継続的に取り組む安全対策

2 マリンレジャーに関する安全対策

- ①プレジャーボートの機関故障対策
- ②プレジャーボートの操船経験の浅い者に向けた取組
- ③安全啓発に取り組む個人、団体等との協働
- ④現場指導體制の強化

3 海上交通基盤の充実強化

- ①灯台等の耐災害性の強化の推進
- ②VDESによる新たな情報提供の検討
- ③XR技術の活用による業務の効率化
- ④WEBによる通報手段の導入
- ⑤航路標識協力団体制度の活用による維持、管理の充実化、効率化

➡ 令和8年3月5日、第24回船舶交通安全部会を開催し、上記、重点施策の推進状況等についてご審議いただき、令和8年度実施計画(推進アクションプラン) について了承を得た。